

中医協 総-4-2
27.3.4

中医協 実1-1改参考
27.2.18

中医協 実-2改
26.12.3

第20回医療経済実態調査における調査項目について

① 基本データ（変更あり）

前回（第19回）

(1) 基本データ

		病院	一般診療所	歯科診療所	保険薬局
開設者（開設主体）		○	○	○	○
病床の状況（許可病床数）		○	○	－	－
処方の状況（院外処方・院内処方の回数）		○	○	○	－
入院基本料等の状況 （一般病棟入院基本料、療養病棟入院基本料等）		○	－	－	－
主たる診療科目		－	○	－	－
同一法人の保険調剤を行っている店舗数		－	－	－	○
ユニット数		－	－	○	－
保険調剤の状況 （処方せん枚数）		－	－	－	○
保険調剤の状況 （調剤した医薬品数量のうち後発医薬品の割合）		－	－	－	○
薬学管理等の状況		－	－	－	○
調剤用備蓄医薬品目数	内用薬	－	－	－	○
（薬価基準収載品目）	外用薬	－	－	－	○
（別掲）後発医薬品目数	注射薬	－	－	－	○
直近の2事業年度		○	○	○	○
経理方式（税込or税抜）		○	○	○	○

今回（第20回）

(1) 基本データ

		病院	一般診療所	歯科診療所	保険薬局
開設者（開設主体）		○	○	○	○
病床の状況（許可病床数）		○	○	－	－
処方の状況（院外処方・院内処方の回数）		○	○	○	－
入院基本料等の状況 （一般病棟入院基本料、療養病棟入院基本料等）		○	－	－	－
主たる診療科目		－	○	－	－
同一法人の保険調剤を行っている店舗数		－	－	－	○
ユニット数		－	－	○	－
保険調剤の状況 （処方せん枚数）		－	－	－	○
保険調剤の状況 （調剤した医薬品数量のうち後発医薬品の割合）		－	－	－	○
薬学管理等の状況		－	－	－	○
調剤用備蓄医薬品目数	内用薬	－	－	－	○
（薬価基準収載品目）	外用薬	－	－	－	○
（別掲）後発医薬品目数	注射薬	－	－	－	○
直近の2事業年度		○	○	○	○
在宅療養支援病院、在宅支援診療所、在宅支援歯科診療所の届出区分		○	○	○	－
経理方式（税込or税抜）		○	○	○	○

② 損益（共通：変更なし）

前回（第19回）

(2) 損益

		病院	一般診療所	歯科診療所	保険薬局
医業収益 (保険薬局においては「収益」)	保険診療収益 (保険薬局においては調剤収益)	(入院)〇	(入院)〇	〇	〇
		(外来)〇	(外来)〇		
	公害(労災)等診療収益 (保険薬局においては調剤収益)	(入院)〇	(入院)〇(省)	〇(省)	〇
		(外来)〇	(外来)〇(省)		
	その他の診療収益(自費診療等) (保険薬局においては薬局事業収益)	(入院)〇	(入院)〇(省)	〇(省)	〇
		(外来)〇	(外来)〇(省)		
特別の療養環境収益(特別室の特別料金)	〇	—	—	—	
その他の医業収益(保健予防活動収益等)	〇	〇(省)	〇(省)	—	
医業収益計		〇	〇	〇	〇
介護収益	施設サービス収益	〇	〇(省)	—	—
	居宅サービス収益	〇	〇(省)	〇(省)	〇
	短期入所療養介護分	〇	〇(省)	—	—
	その他の介護収益	〇	〇(省)	〇(省)	〇
	介護収益計	〇	〇	〇	〇
その他の収益	受取利息及び配当金	〇	—	—	—
	その他の収益	〇	—	—	—
	その他の収益計	〇	—	—	—

(省):青色申告を行った施設が回答を省略できる項目

今回（第20回）

(2) 損益

		病院	一般診療所	歯科診療所	保険薬局
医業収益 (保険薬局においては「収益」)	保険診療収益 (保険薬局においては調剤収益)	(入院)〇	(入院)〇	〇	〇
		(外来)〇	(外来)〇		
	公害(労災)等診療収益 (保険薬局においては調剤収益)	(入院)〇	(入院)〇(省)	〇(省)	〇
		(外来)〇	(外来)〇(省)		
	その他の診療収益(自費診療等) (保険薬局においては薬局事業収益)	(入院)〇	(入院)〇(省)	〇(省)	〇
		(外来)〇	(外来)〇(省)		
特別の療養環境収益(特別室の特別料金)	〇	—	—	—	
その他の医業収益(保健予防活動収益等)	〇	〇(省)	〇(省)	—	
医業収益計		〇	〇	〇	〇
介護収益	施設サービス収益	〇	〇(省)	—	—
	居宅サービス収益	〇	〇(省)	〇(省)	〇
	短期入所療養介護分	〇	〇(省)	—	—
	その他の介護収益	〇	〇(省)	〇(省)	〇
	介護収益計	〇	〇	〇	〇
その他の収益	受取利息及び配当金	〇	—	—	—
	その他の収益	〇	—	—	—
	その他の収益計	〇	—	—	—

※長期前受金戻入はその他の収益ではなく、補助金・負担金等の設備費補助へ記載する。

③ 損益（病院：変更あり）

前回（第19回）

(2) 損益

		病院
医業・介護費用	材料費	○
	医薬品費	○
	診療材料費・医療消耗器具備品費	○
	歯科材料費	○
	給食用材料費	○
	給与費	○
	委託費	○
	設備関係費	○
	減価償却費	○
	建物減価償却費	○
	医療機器減価償却費	○
	土地賃借料	○
	経費	○
	福利厚生費のうち消費税非課税費用	○
	医業貸倒損失	○
	貸倒引当金繰入額	○
	その他の医業・介護費用	○
	研究費・研修費のうち消費税非課税費用	○
	本部費配賦額のうち消費税非課税費用	○
	医業・介護費用計	○
医業・介護費用計のうち消費税課税対象費用	○	
のその他の費用	支払利息	○
	その他	○
	その他の費用合計	○
	その他の費用のうち課税対象費用	○
損特別	特別利益	○
	特別損失	○
	特別損失のうち課税対象費用	○
負担金等・補助金等	人件費補助	○
	運営費補助	○
	設備費補助	○

(追加)
(追加)

今回（第20回）

(2) 損益

		病院
医業・介護費用	材料費	○
	医薬品費	○
	診療材料費・医療消耗器具備品費	○
	歯科材料費	○
	給食用材料費	○
	給与費	○
	委託費	○
	設備関係費	○
	減価償却費	○
	建物減価償却費	○
	医療機器減価償却費	○
	設備機器賃借料	○
	医療機器賃借料	○
	土地賃借料	○
	経費	○
	福利厚生費のうち消費税非課税費用	○
	医業貸倒損失	○
	貸倒引当金繰入額	○
	その他の医業・介護費用	○
	研究費・研修費のうち消費税非課税費用	○
本部費配賦額のうち消費税非課税費用	○	
医業・介護費用計	○	
医業・介護費用計のうち消費税課税対象費用	○	
のその他の費用	支払利息	○
	その他	○
	その他の費用合計	○
	その他の費用のうち課税対象費用	○
損特別	特別利益	○
	特別損失	○
	特別損失のうち課税対象費用	○
負担金等・補助金等	人件費補助	○
	運営費補助	○
	設備費補助	○

④ 損益（一般診療所、歯科診療所、保険薬局：変更あり）

前回（第19回）

今回（第20回）

(2) 損益

	一般診療所	歯科診療所	保険薬局
医薬品費	○	○	○
材料費	○	-	-
┆ 歯科材料費	-	○	-
給与費	○	○	○
委託費	○	○	○
減価償却費	○	○	○
┆ 建物減価償却費	○(省)	○(省)	○
┆ 医療機器減価償却費 (保険薬局においては「調剤用機器減価償却費」)	○(省)	○(省)	○
その他の医薬・介護費用 (保険薬局においては「その他の経費」)	○	○	○
┆ 土地賃借料	○	○	○
┆ 福利厚生費のうち、消費税非課税費用	○	○	○
┆ 医薬貸倒損失	○	○	○
┆ 貸倒引当金繰入額	○	○	○
┆ 研究費・研修費のうち、消費税非課税費用	○	○	○
┆ 本部費配賦額のうち、消費税非課税費用	○	○	○
┆ 支払利息(保険薬局においては「利子割引料」)	○	○	○
┆ 医薬・介護費用計	○	○	○
┆ 医薬・介護費用計のうち、消費税課税対象費用	○	○	○

(省):青色申告を行った施設が回答を省略できる項目

(2) 損益

	一般診療所	歯科診療所	保険薬局
医薬品費	○	○	○
材料費	○	-	-
┆ 歯科材料費	-	○	-
給与費	○	○	○
┆ 給料	○	○	○
┆ 賞与	○	○	○
┆ 賞与引当金繰入額	○	○	○
┆ 退職給付費用	○	○	○
┆ 退職給付引当金繰入額			○
┆ 退職金支払額	○	○	○
┆ 法定福利費	○	○	○
委託費	○	○	○
減価償却費	○	○	○
┆ 建物減価償却費	○(省)	○(省)	○
┆ 医療機器減価償却費 (保険薬局においては「調剤用機器減価償却費」)	○(省)	○(省)	○
その他の医薬・介護費用 (保険薬局においては「その他の経費」)	○	○	○
┆ 土地賃借料	○	○	○
┆ 設備機器賃借料	○	○	○
┆ 医療機器賃借料	○	○	○
┆ 福利厚生費のうち、消費税非課税費用	○	○	○
┆ 医薬貸倒損失	○	○	○
┆ 貸倒引当金繰入額	○	○	○
┆ 研究費・研修費のうち、消費税非課税費用	○	○	○
┆ 本部費配賦額のうち、消費税非課税費用	○	○	○
┆ 支払利息(保険薬局においては「利子割引料」)	○	○	○
┆ 医薬・介護費用計	○	○	○
┆ 医薬・介護費用計のうち、消費税課税対象費用	○	○	○

⑤ 給与（変更あり）

前回（第19回）

今回（第20回）

(3) 給与・賞与

給料		病 院	一般診療所	歯科診療所	保険薬局
職種別 常勤	(病) 院長・管理薬剤師	○	○	○	○
	医師	○	○	—	—
	歯科医師	○	○	○	—
	薬剤師	○	○	○	○
	看護職員	○	○	—	—
	看護補助職員	○	○	—	—
	医療技術員	○	○	—	—
	歯科衛生士	○	—	○	—
	歯科技工士	○	—	○	—
	事務職員	○	○	○	○
	技能労務員・労務員	○	○	○	○
	その他の職員	○	○	○	○
	役員	○	○	○	○

賞与		病 院	一般診療所	歯科診療所	保険薬局
職種別 常勤	(病) 院長・管理薬剤師	○	○	○	○
	医師	○	○	—	—
	歯科医師	○	○	○	—
	薬剤師	○	○	○	○
	看護職員	○	○	—	—
	看護補助職員	○	○	—	—
	医療技術員	○	○	—	—
	歯科衛生士	○	—	○	—
	歯科技工士	○	—	○	—
	事務職員	○	○	○	○
	技能労務員・労務員	○	○	○	○
	その他の職員	○	○	○	○
	役員	○	○	○	○

給与費等の内訳	病 院	一般診療所	歯科診療所	保険薬局
非常勤職員給料	○	○	○	○
非常勤職員賞与支給額	○	○	○	○
退職給付引当金繰入額	○	○	○	○
退職金支払額	○	○	○	○
法定福利費（事業主負担）	○	○	○	○

(3) 常勤職員給与・賞与

給料		病 院	一般診療所	歯科診療所	保険薬局
職種別 常勤	(病) 院長・管理薬剤師	○	○	○	○
	医師	○	○	—	—
	歯科医師	○	○	○	—
	薬剤師	○	○	○	○
	看護職員	○	○	—	—
	看護補助職員	○	○	—	—
	医療技術員	○	○	—	—
	歯科衛生士	○	—	○	—
	歯科技工士	○	—	○	—
	事務職員	○	○	○	○
	技能労務員・労務員	○	○	○	○
	その他の職員	○	○	○	○
	役員	○	○	○	○

賞与		病 院	一般診療所	歯科診療所	保険薬局
職種別 常勤	(病) 院長・管理薬剤師	○	○	○	○
	医師	○	○	—	—
	歯科医師	○	○	○	—
	薬剤師	○	○	○	○
	看護職員	○	○	—	—
	看護補助職員	○	○	—	—
	医療技術員	○	○	—	—
	歯科衛生士	○	—	○	—
	歯科技工士	○	—	○	—
	事務職員	○	○	○	○
	技能労務員・労務員	○	○	○	○
	その他の職員	○	○	○	○
	役員	○	○	○	○

非常勤職員給料・賞与支給額	病 院	一般診療所	歯科診療所	保険薬局
非常勤職員給料	○	○	○	○
非常勤職員賞与支給額	○	○	○	○

⑥ 資産・負債、キャッシュ・フロー (病院：変更あり)

前回 (第19回)

(4) 資産・負債		病 院
資産	流動資産	○
	固定資産	○
	繰延資産	○
	計	○
負債	流動負債	○
	固定負債	○
	計	○

今回 (第20回)

(4) 資産・負債		病 院
資産	流動資産	○
	固定資産	○
	繰延資産	○
	計	○
負債	流動負債	○
	固定負債	○
	長期借入金	○
	計	○

(5) キャッシュ・フロー

I 「キャッシュフロー計算書」を作成している病院

	病 院
業務活動によるキャッシュ・フロー	○
投資活動によるキャッシュ・フロー	○
財務活動によるキャッシュ・フロー	○
短期借入れによる収入	○
長期借入れによる収入	○
短期借入金の返済による支出	○
長期借入金の返済による支出	○
現金等の増加額 (又は減少額)	○
現金等の期首残高	○
現金等の期末残高	○

II 「キャッシュフロー計算書」を作成していない病院

	病 院
短期借入金の返済による支出	○
長期借入金の返済による支出	○

⑦ 租税公課等、設備投資額 (病院：変更あり)

前回 (第19回)

今回 (第20回)

(5) 租税公課等

	病 院
租税公課	○
控除対象外消費税 (※)	○
損害保険料	○
寄付金	○
法人税	○
住民税	○
事業税	○
通勤手当	○

※ 税抜経理方式の施設のみ記載することとし、当該年度に税法上、損金として算入される額を記載する。

(6) 設備投資額

	病 院
設備投資総額	○
建物	○
医療機器	○
うちリース分 (※)	○
調剤用機器	○
うちリース分 (※)	○
医療情報システム用機器	○
うちリース分 (※)	○
総額のうち消費税課税対象費用	○

※ 固定資産台帳に計上されているものに限る。

(6) 租税公課等

	病 院
租税公課	○
控除対象外消費税 (※)	○
損害保険料	○
寄付金	○
法人税	○
住民税	○
事業税	○
通勤手当	○

※ 税抜経理方式の施設のみ記載することとし、当該年度に税法上、損金として算入される額を記載する。

(7) 設備投資額

	病 院
設備投資総額	○
建物	○
医療機器	○
うちリース分 (※)	○
調剤用機器	○
うちリース分 (※)	○
医療情報システム用機器	○
うちリース分 (※)	○
総額のうち消費税課税対象費用	○

※ 固定資産台帳に計上されているものに限る。

⑧ 資産・負債、租税公課等、設備投資額 (一般診療所、歯科診療所、保険薬局：変更なし)

前回 (第19回)

今回 (第20回)

(4) 資産・負債

		一般診療所	歯科診療所	保険薬局
資産	流動資産	○(省)	○(省)	○
	固定資産	○(省)	○(省)	○
	繰延資産	○(省)	○(省)	○
	計	○	○	○
負債	流動負債	○(省)	○(省)	○
	固定負債	○(省)	○(省)	○
	計	○	○	○

(4) 資産・負債

		一般診療所	歯科診療所	保険薬局
資産	流動資産	○(省)	○(省)	○
	固定資産	○(省)	○(省)	○
	繰延資産	○(省)	○(省)	○
	計	○	○	○
負債	流動負債	○(省)	○(省)	○
	固定負債	○(省)	○(省)	○
	計	○	○	○

(5) 租税公課等

	一般診療所	歯科診療所	保険薬局
租税公課	○	○	○
控除対象外消費税(※)	○	○	○
損害保険料	○	○	○
寄付金	○	○	○
法人税	○	○	○
住民税	○	○	○
事業税	○	○	○
通勤手当	○	○	○

(5) 租税公課等

	一般診療所	歯科診療所	保険薬局
租税公課	○	○	○
控除対象外消費税(※)	○	○	○
損害保険料	○	○	○
寄付金	○	○	○
法人税	○	○	○
住民税	○	○	○
事業税	○	○	○
通勤手当	○	○	○

※ 税抜経理方式の施設のみ記載することとし、当該年度に税法上、損金として算入される額を記載する。

※ 税抜経理方式の施設のみ記載することとし、当該年度に税法上、損金として算入される額を記載する。

(6) 設備投資額

	一般診療所	歯科診療所	保険薬局
設備投資総額	○	○	○
建物	○	○	○
医療機器	○	○	○
うちリース分(※)	○	○	○
調剤用機器	○	○	○
うちリース分(※)	○	○	○
医療情報システム用機器	○	○	○
うちリース分(※)	○	○	○
総額のうち消費税課税対象費用	○	○	○

(6) 設備投資額

	一般診療所	歯科診療所	保険薬局
設備投資総額	○	○	○
建物	○	○	○
医療機器	○	○	○
うちリース分(※)	○	○	○
調剤用機器	○	○	○
うちリース分(※)	○	○	○
医療情報システム用機器	○	○	○
うちリース分(※)	○	○	○
総額のうち消費税課税対象費用	○	○	○

※ 固定資産台帳に計上されているものに限る。

※ 固定資産台帳に計上されているものに限る。

(省): 青色申告を行った施設が回答を省略できる項目